

令和3年1月28日

青森県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の  
解釈及び運用についての一部改正について

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、使用制限を超えた冬用タイヤの雪道での使用を排除するため、標記の一部を下記のとおり改正し、令和3年1月26日から実施するとのことで、雪道での安全確保が図られるよう、確実な実施をお願いします。

記

・旅客自動車運送事業運輸規則【改正部分抜粋】

第20条異常気象等における措置

暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合においては、滑り止めの措置が講じられていること（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にあつては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等を含む。）の確認をいう。

第45条点検整備等

シビアコンディション（雪道（一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車においては、冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。）、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等）の対応 このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。

・貨物自動車運送事業輸送安全規則【改正部分抜粋】

第3条の2 点検整備

シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応のうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。

第11条 異常気象等における措置

暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていることの確認をいう。